

協定金の額に関する算定方法

多様な主体によるスタートアップ支援展開事業に基づく協定事業の実施に関する協定書第9条（協定金の額の決定）にいう「別途定める方法」について、以下のとおり定める。

1 定義

次に掲げる用語の定義は、それぞれ各項目において定めるところによる。

- (1) 最終評価額 本協定において、甲が乙に対し支払う協定金の額をいう。
- (2) 定量評価額 アウトプットKPIとアウトカムKPIのそれぞれについて、最終評価額算定の基礎として、KPI評価委員会による定量評価を受けて甲が算定する額をいう。
- (3) 基準額 アウトプットKPIとアウトカムKPIのそれぞれについて、定量評価額算定の基礎として、乙が企画した内容に対して、審査委員会による審査結果を受けて甲が算定する額をいう。
- (4) 見積額 基準額算定の基礎となる額をいい、アウトプットKPIについては、KPI項目ごとに乙が見積もった額とし、アウトカムKPIについては、KPI項目全体で10,000千円（重点分野の場合はKPI項目全体で20,000千円）とする。
- (5) 達成率 アウトプットKPIとアウトカムKPIのそれぞれについて、KPI項目ごとに、「KPI評価委員会で認定された実績値÷設定値」の算式によって算出される割合をいう。ただし、100%を上限とする。
- (6) 定性評価係数 アウトカムKPIについて、KPI評価委員会による定性評価に連動して甲が設定する係数をいう。

2 基準額の算定方法

- (1) アウトプット基準額は、KPI項目ごとに、見積額から審査委員会において不相当とされた額を除いた額を合計した額と、40,000千円（重点分野の場合は80,000千円）のいずれか低い額とする。
- (2) アウトカム基準額は、審査委員会によるアウトカムKPIに対する審査結果に連動して、「見積額×得点÷配点」の算式によって算出される額とする。

3 評価額の算定方法

- (1) アウトプット定量評価額は、KPI項目ごとに、「見積額×達成率」の算式によって算出される額を合計した額と、基準額のいずれか低い額とする。
- (2) アウトカム定量評価額は、KPI項目ごとに、「基準額÷KPI項目数×達成率」の算式によって算出される額を合計した額とする。

ただし、重点分野として選定された協定事業において、達成されたアウトカムに重点分野に係るものが含まれないK P I項目がある場合は、「基準額×1/2÷K P I項目数×達成率」の算式によって算出される額を、当該K P I項目の定量評価額とする。

- (3) 最終評価額は、「アウトプット定量評価額+アウトカム定量評価額×定性評価係数」の算式によって算出される額と、50,000千円(重点分野の場合は1億円)のいずれか低い額とする。

ただし、「アウトカム定量評価額×定性評価係数」の算式によって算出される額は、10,000千円(重点分野の場合は20,000千円)を上限とする。

4 端数の取扱い

2及び3の各規定により得られた金額に千円未満の端数が生じる場合は、千円単位で切り上げた金額を算定結果とする。